



Tax & Legal Newsletter

2022 年 4 月号

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

デジタル資産から生じる一定の譲渡益と譲渡損を相殺するための個人所得税における取扱い

2022 年 3 月 14 日付の省令（No.380）及び 2022 年 3 月 24 日付の所得税に関するタイ歳入局長官通達（No.424）が公表され、暗号通貨又はデジタルトークンの譲渡から生じる譲渡益に対して、同じ課税年度中に当該資産の譲渡により生じた譲渡損と同額の個人所得税の免除が規定されています（すなわち、当該取引による譲渡損は同じ課税年度中に当該取引による譲渡益を相殺できるとされています）。デジタル資産取引の奨励を目的としたこの免税措置は、タイの法律に基づいて認可されたデジタル資産取引所を通じて 2018 年 5 月 14 日以降に行われた取引に関して、遡及して適用可能です（2018 年 5 月 14 日が暗号通貨及びデジタルトークンの税務処理に関する発効日です）。今回の省令及び通達は、従来省令（第 126 号（B.E.2509（1966）））を改正し、通達に定める規則及び条件を満たす場合、適格所得に対する個人所得税の免税を提供するもので、その概要は次のとおりです。

- 暗号通貨やデジタルトークンの譲渡による譲渡益や譲渡損の計算は、一般に認められた会計方法に従って行わなければならないが、一度採用した会計方法は、当該会計年度を通じて同じ方法を適用しなければなりません。選択した会計方法に基づいて決定された年度末の暗号通貨及びデジタルトークンの価値が、当該暗号通貨及びデジタルトークンの翌会計年度の繰越帳簿価額となります。

- 暗号通貨やデジタルトークンの譲渡により収入を得る個人は、暗号通貨やデジタルトークンの譲渡により生じた譲渡益や譲渡損を詳細に記録した会計帳簿を作成しなければなりません。個人は、そのような帳簿を取引の他の根拠書類とともに保管しなければならず、これらの記録は歳入局の調査官が容易に検査できるようにしなければなりません。記録には、少なくとも、通達に詳細に規定された資料が含まれていなければなりません。

自動化システム投資に関する法人所得税の追加控除を申請するための規則、基準及び条件

2022年3月21日に公表された所得税に関するタイ歳入局長官通達（No.421）では、2021年11月30日に発行された勅令（No.738）によって認められている法人等に対する追加の法人所得税控除の申請に関する規則、基準及び条件について、CoRE（Center of Robotics Excellence）によって認定された適格自動化投資プロジェクトに係る機械及びコンピューターソフトウェアの購入により発生した投資支出に関して規定しています。2021年1月1日から2022年12月31日の間に締結された契約書、発注書、請負作業指示書、又は同様の契約書に従って実際に支払われた金額について、100%の追加所得控除（すなわち、合計200%の控除）が可能になります。

追加所得控除は、投資資産の損耗のための減価償却が開始される会計期間（タイ国税法典第65条の2（2）に規定）から、連続する5つの年次会計期間に均等に配分されなければなりません。

追加所得控除を希望する法人等は、2023年5月31日までに、投資プロジェクトの詳細と支払計画を、歳入局のオンラインポータルを通じてタイ歳入局長官に電子的に提出しなければなりません。法人等は、自動化システムへの投資に関する詳細な報告書を作成しなければなりません。報告書には、通知書に添付されたテンプレートに基づき、最低限必要とされる特定の情報及び説明が含まれる必要があります。報告書は、会社等の事業所に保管され、歳入局の調査官が検査できるようにしなければなりません。

特定の高度技術者の雇用のために発生した費用に関する法人税の追加控除を申請するための規則、基準及び条件

2022年3月21日付タイ歳入局長官通達（No.422）では、特定のターゲット産業において事業活動を行う法人若しくはパートナーシップ（以下「法人等」）に対する法人税の追加控除の申請に関する規則、基準及び条件を規定しています。特定のターゲット産業とは、2021年11月30日付の勅令（No.739）により認められた産業です。追加控除の対象となる経費は、高等教育・科学・研究・イノベーション省が認定した科学・技術・工学・数学（STEM）の分野における高度技能を有する人材の雇用により生じる経費です。2021年1月1日から2022年12月31日までに実際に支払われた当該従業員給与に対して50%の追加所得控除（つまり、合計150%の控除）が可能ですが、追加控除の対象となる従業員の給与は月10万THBが上限です。

追加所得控除を希望する法人等は、通達に添付された様式に従って、高度技能を有する人材の雇用に関して詳しく記載した報告書を作成し、該当会計期間の年次法人所得税申告書（PND.50）と共に税務調査官に提出する必要があります。

特定の従業員研修費用に関する法人税の追加控除を申請するための規則、基準及び条件

2022年3月21日付のタイ歳入局長官通達（No.423）において、2021年11月30日付の勅令（No.740）により認められている企業等に対する法人税の追加控除の申請に関する規則、基準及び条件について、従業員の教育・訓練コースへの参加に要する費用又は従業員に訓練プログラムの手配に要する費用について定めています。追加所得控除の対象となる費用については、研修のカリキュラムが高等教育・科学・研究・イノベーション省、東部経済回廊（EEC）事務局、又はデジタル経済振興局によって承認される必要があります。この追加所得控除の目的は、科学、技術、工学及び数学（STEM）の分野においてタイ人従業員の知識・技能の向上を促進することです。2021年1月1日から2022年12月31日までに実際に支払われた金額に対して、150%の追加所得控除（すなわち、合計250%の控除）が適用されます。勅令第740号に規定される追加所得控除を申請する法人等は、タイ歳入法に基づき発行された他の勅令による所得控除を同一の経費の一部又は全部で重複して請求することはできません。

債務整理に関連する一定の税制上の免除を受けるための規則、基準及び条件

2022年3月17日付のタイ歳入局長官通達（No.41）では、タイ銀行が金融機関の債務整理について定めた規則に従って行われた債務整理から債務者が得た特定の所得に関して2022年2月23日付の勅令（No.742）で認められた個人所得税、法人所得税、特定事業税及び印紙税の免除の申請に係る規則、基準及び諸条件を定めています。この通達で対象となる免除とは、債務者が融資の担保として抵当権を設定した不動産が、抵当権によって債権が担保されている債権者以外の事業体に譲渡される場合に、その譲渡によって債務者が収入を得る状況に関連しています。免除される金額は、債権者に支払うべき債務又は債権者との担保契約に基づく債務を超えることはできません。

同通達は、「債権者」という言葉を、金融機関及び金融機関以外の一定の法人債権者の両方を含むと定義しています。

免税の恩恵を受けるためには、債権者、債務者、不動産の譲受人が共同で、不動産の譲渡を確認する証明書を作成する必要があります。証明書には、通知書に添付されたテンプレートに基づき、最低限必要とされる明細や説明が含まれていなければならない、証明書は土地登記官とタイ歳入局長官に提出する必要があります。

勅令第742号に基づき、2022年1月1日から2026年12月31日の間に行われた財産の譲渡及び抵当権の実行に関して、関連条件を満たせば一般的に免税となります（ただし、ハイパーパーチェス及びリース事業を行う債権者など、特定のタイプの法人債権者による債務整理に関連した取引は、2021年1月1日から2026年12月31日までの取引について遡及して免除が可能です）。

移転価格開示フォームの提出期限延長

2022年3月25日に公表された財務省令（No.2）により、年間収益2億バーツ以上の企業は、タイ歳入法第71条の2に定義される関連会社との間で行われた取引額を報告するために提出が求められる年次移転価格開示フォームの提出期限の延長が規定されました。通常、決算日から150日以内に移転価格開示フォームを提出する必要があります。しかし、2020年1月1日以降から2020年

12月31日までに開始される会計年度に関する移転価格開示フォームの提出については、通達により提出期限が2022年5月30日まで延長されます。

お問い合わせ

このニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は Thailand Tax & Legal team までお寄せください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Thailand | **Add as safe sender**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.